

名護市教育委員会議事録

会議名	第353回名護市教育委員会臨時会			
開催日時	平成30年7月20日(水) 開会14:00 閉会16:10			
開催場所	名護市役所 第2・3委員会室			
出席者	教育長 岸本敏孝 委員(教育長職務代理者) 照屋厚 委員 宮城博 委員 大城千代子 委員 名嘉チエミ	教育次長 中本正泰 (教)総務課長 仲井間修 (教)総務課主幹兼 仲井間憲彦 学校給食センター所長 仲宗根勝也 学校教育課長 玉城利和 (教)総務課総務係長 大城郁也 (教)総務課学校給食係長 大兼康弘 こども家庭部長 金城三津代 保育・幼稚園課主幹 ほか担当職員		
欠席者				

1 議案

議案第30号 平成30年度8月幼稚園教諭人事異動について

議案第31号 平成31年度使用教科用図書の採択について

議案第32号 名護市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

報告第2号 平成29年度名護市学校給食センター決算の報告について

2 内容

- ・議案第30号 平成30年度8月幼稚園教諭人事異動について
(教育次長及び(教)総務係長より説明)

委員：復帰した際に配置先が空いていない場合はどのようにするのか。

(教)総務課総務係長：臨時職員が担任をしている学校への配置、若しくは代替職員として配置検討していくが、今回はタイミング良く産休取得職員の後任として配置できた。

(採決の結果、原案のとおり承認)

- ・議案第31号 平成31年度使用教科用図書の採択について
(教育次長および学校教育課長より説明)

委員：協議ではなく報告で良いのではないか。教育委員会が審議したという結果であれば委員としては採択で良いと考える。

学校教育課長：義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条5項において定められているため協議は必要である。

委員：協議が必要ということは理解できたが、この短時間の中で中身も把握できず質問

もないまま採択するのは無理があるのではないか。

(学校教育課長より教科書採択理由等の説明)

委員：道徳は評価対象になると思うが、各学校で選択する教科書と選択内容について教育課程に明示しなければならないため、選択の問題で学校ごとによって変わるのではないか。

学校教育課長：道徳性があるから評価するというのではないため、非常に難しいところである。

委員：評価について保護者が理解できるのか。

学校教育課長：優劣をつける評価ではない。道徳に関わっての行動の事実や行動の変化を記述によって評価する。3段階評価の数字では評価されない。成績にも反映はされない。そのため、評価するのは難しい。

教育次長：委員からもあったように、いきなり今日出して今日採択するというのも無理があるのではないかとのお話があった。採択委員会で採択されると、直近の教育委員会議で図るため、時間的な暇(いとま)がこれまでもないのだが、例えば、検討されている教科書を、事前に教育委員会議で勉強会のような形で情報提供させていただいて、内容をご理解いただいたあと議案として出すこと、その様なことがスケジュール的に可能か事務局として検討させていただきたい。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・議案第32号 名護市立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育次長及び子ども家庭部長並びに保育幼稚園課主幹より説明)

委員：幼稚園保育料条例施行規則備考1～5と別表第1を残す理由は。無料となるのであれば削除でもよいのではないか。

保育幼稚園課主幹：再編交付金事業において基金として積む際に、保護者が負担する金額を根拠として活用するため、削除をせず残している。

委員：半永久的であると考えており、この次期の対象者だけが利益を得て、状況が変化し元に戻ったときに利益を得れない対象者がでてくる可能性があるということを懸念している。財源が有るときだけ実施し、無くなったら実施しないというわけではなく、長期的な見通しを加味してもらいたい。

保育幼稚園課主幹：平成32年度まで基金を積む予定だが、幼児教育無償化という動きが国にあり、現時点では平成31年度10月実施予定ということで報道等で伺っているので、もし10月から国の制度で幼児教育無償化されるのであればそちらの制度で無償化を継続していきたい。

委員：幼稚園や保育園での延長保育等保育料以外の部分も無償化となるのか。

保育幼稚園課主幹：別表第1の部分のみが無償化となるため、預かり保育料等は対象外となる。

委員：幼稚園入園者は増加するのか。

子ども家庭部長：可能性としては無きにしも非ずと思う。無償化に伴い預けるとい

とのニーズは高まると思われるが、受け皿が不足し待機児童が増加するのではないかと懸念がある。全国的にも同様に、平成31年度10月から実施予定の幼児教育無償化でも懸念されている。

委員：再編交付金がなくなった場合のことはどのように考えているのか。

子ども家庭部長：保育料の無償化については認可外も含めて、国が6月15日に閣議決定をして、当初の特定教育・保育施設に関しては国の方が手当てをしていくとことがあるので、表現は適切ではないかもしれないが名護市は前倒しで実施した。その時期がきたら移行していくというような流れとなり、委員からもあったように消費税増税に併せた財源を見越してのことなので、国の制度として進められていくということからすると途中で云々といったことにはならないと考えている。

委員：子どもを預けるのが先か、働くのが先かといったこともあると思うが、受け皿の整備を待機児童がでないように平行して対策して行ってほしい。

子ども家庭部長：現時点では、国の基準でいう待機児童は名護市は1人であるため、ある程度の待機児童解消に向けての施設整備はできている。ただし無償化に伴って、子どもを預けて、働くといったような流れからすると、預ける方が増えてくるといったことは懸念されるところではあるが、子育て計画の見直しを行う中で、今後は練り直していくことも検討していく。

(採決の結果、原案のとおり承認)

・報告第2号 平成29年度名護市学校給食センター決算の報告について

(教育次長及び(教)総務課主幹兼学校給食センター所長より説明)

委員：屋部給食センターが他のセンターより倍程度、予算支出のマイナスがあるが、特別に何かあったのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：3月に当初予算の承認をもうらうのだが、その際に学校教育課から児童生徒数の予定という形で予算を組んでいるのだが、転入・転出等での異動が多かったということ。あと昨年、屋部給食センターは赤字を出したのだが、今年度は努力をしたというような経緯もあるということ。

委員：県の学校給食センターからの借金があるような話があったのだが、ずっと以前の話なのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：ずっと以前の話で今は全く無い。

委員：給食負担金(保護者が払う分)の未収入額は平成29年度だけの金額ということなのか。

(教)総務課主幹兼学校給食センター所長：はい。

委員：徴収率が上がっているということは、例年に比べて未収金は少なくなってきたということか。

(教)総務課学校給食係長：若干ではあるが少なくなってきた。

委員：懸念しているのは、新聞報道で給食費無償化を報道していることによって、滞納者が滞納分も払わなくていいと考えてしまうことにより徴収しにくくなると思うが、滞

納者に対する働きかけをしていかないといけないのではないか。

(教) 総務課主幹兼学校給食センター所長：無償化にあたって、保護者へ通知する文書を児童生徒へお渡しして、保護者へ届くように対応しているところで、その文書の中で8月以前の分についてはこれまで同様支払い義務が発生すると周知はしている。ただ、それだけでは弱い部分もあるので、督促等でこれまでと同様、徴収できるよう働きかけていきたい。

委員：給食費は前払いだったか。

(教) 総務課主幹兼学校給食センター所長：今年度からは7月分までは、1ヶ月遅れの後払いとしている。昨年度までは2月までが徴収期間だったものが、今年度は3月までとなる。

委員：滞納理由としては口座振替にしていないからか。

(教) 総務課主幹兼学校給食センター所長：口座の残高不足というのもあるが、現年度分と過年度分を合計した約半分が50万円以上の支払いをしていない世帯となっており、高額滞納者が多いという現状である。

委員：滞納者は増加しているのか。

(教) 総務課学校給食係長：一括納付は厳しいので、納付誓約書を交わし分納手続きをとって、支払っていく方は増加しているという状況から、滞納者は減ってきていると感じている。

委員：悪質滞納者については、差し押さえという表現が正しいかはわからないが文書の文言に入れることはどうか。

(教) 総務課学校給食係長：段階的ではあるが、まずは催告を行う。それに従わない場合は電話催告や個別に夜間訪問を行い、話を直接伺って進めていく。それにも従わない場合には法的措置候補者にあげて警告をし、それに従わない場合は最終措置候補者となる。今の段階で法的措置候補者にあげている方は十数名程度となっている。今後、交渉した上で支払い能力が有るにもかかわらず支払う意志がないといった場合には法的措置を検討していかなければならないと考えている。

委員：強制的に債務回収等、支払い可能なにもかかわらず支払わないといった本当に悪質な滞納者に対してはある程度の措置はとってよいのではないか。

(教) 総務課学校給食係長：我々、給食費の徴収に関しては調査権が与えられていないため、納税の状況や課税状況、収入状況を調査できる権限が無いため、それを知る手段としては個別に直接あって話を伺うしかない。そのために時間を要し判断するのが難しい。

委員：法的根拠の位置づけをし、法的整備も少しづつ考えていかないといけない時期なのではないか。

委員：先日の点検評価で、補助金の増額が可能なのかということを質問したのだが、給食費負担金は0ということか。また、給食費無償化に伴い余裕があるで地産地消等の事業に活用できないのか。

(教) 総務課主幹兼学校給食センター所長：給食負担金は保護者からの徴収が基金から

入ってくるため未済額が 0 となり、100%徴収できるということ。また地産地消については給食費設定額を増額し食材費を増額し、質の向上にむけて平成 31 年度に向けて検討しているところである。

(採決の結果、原案のとおり承認)